

船舶事故調査報告書

令和6年12月11日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（死亡日時：令和5年12月10日 11時19分ごろ（医師による死亡確認時刻））
発生場所	大分県佐伯市佐伯港 佐伯港中防波堤東灯台から真方位226°490m付近 （概位 北緯32°58.6′ 東経131°54.4′）
事故の概要	プレジャーボートSHINは、係止中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和6年1月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート SHIN、5トン未満 294-18215大分、個人所有 5.82m (Lr) × 1.95m × 0.89m、FRP ガソリン機関（船外機）、44.10kW、平成6年4月 （写真1 参照） <div style="text-align: center;">  </div>
乗組員等に関する情報	船長 75歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年10月18日 免許証交付日 令和2年3月26日

	<p>(令和7年10月17日まで有効)</p> <p>同乗者 69歳</p> <p>二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>免許登録日 昭和52年7月29日</p> <p>免許証交付日 令和3年3月26日</p> <p>(令和8年4月4日まで有効)</p>
死傷者等	死亡 1人(船長)
損傷	なし
気象・水象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好</p> <p>水象：川面 平穏、水温 約15℃</p>
事故の経過	<p>船長は、友人である本船の船舶所有者の家族(以下「同乗者」という。)の車に同乗し、釣りの目的で、令和5年12月10日08時45分ごろ佐伯市中川河口付近の本船の係留地(以下「本件係留地」という。)に到着した後、同乗者と共に車から本船にそれぞれの荷物を積み込んだ。</p> <p>本船は、船長が1人で乗り組み、本件係留地から約200m下流にある浮棧橋(以下「本件浮棧橋」という。)で同乗者を乗船させる目的で、09時15分ごろ本件係留地を出発した。</p> <p>同乗者は、本件浮棧橋付近の駐車場に車を停めて本件浮棧橋に向かい、本件浮棧橋西端付近の川岸(以下「本件川岸」という。)から本件浮棧橋に架けられたタラップを渡っていたところ、09時20分ごろ本船の船尾方に落水して本件浮棧橋の固定索につかまって本件浮棧橋にはい上がろうとしている船長の姿を目撃した。</p> <p>(写真2 参照)</p>
	<p>写真2 本件浮棧橋</p>

同乗者は、急いでタラップから本件浮棧橋に降りて船長に手を差し伸べ、船長を本件浮棧橋に引き揚げようとしたものの、引き揚げることができなかったので、船長に本件浮棧橋の固定索から水深が浅くなっている本件川岸に向かうように伝えた。

船長は、再三本件浮棧橋にはい上がろうとしたが、はい上がることができなかったので、本件浮棧橋の約14m北側の棧橋（以下「北側棧橋」という。）を指で示し、横泳ぎで北側棧橋に向かった。

同乗者は、本件浮棧橋で船長を見ていたところ、船長が、北側棧橋まで泳いで、同棧橋につながっているフェンダーのロープを両手でつかんだものの、09時30分ごろ、うつむいて水面に顔を付け、同ロープにもたれた状態になったことを認めた。

（写真3、4 参照）



写真3 本件浮棧橋及び北側棧橋



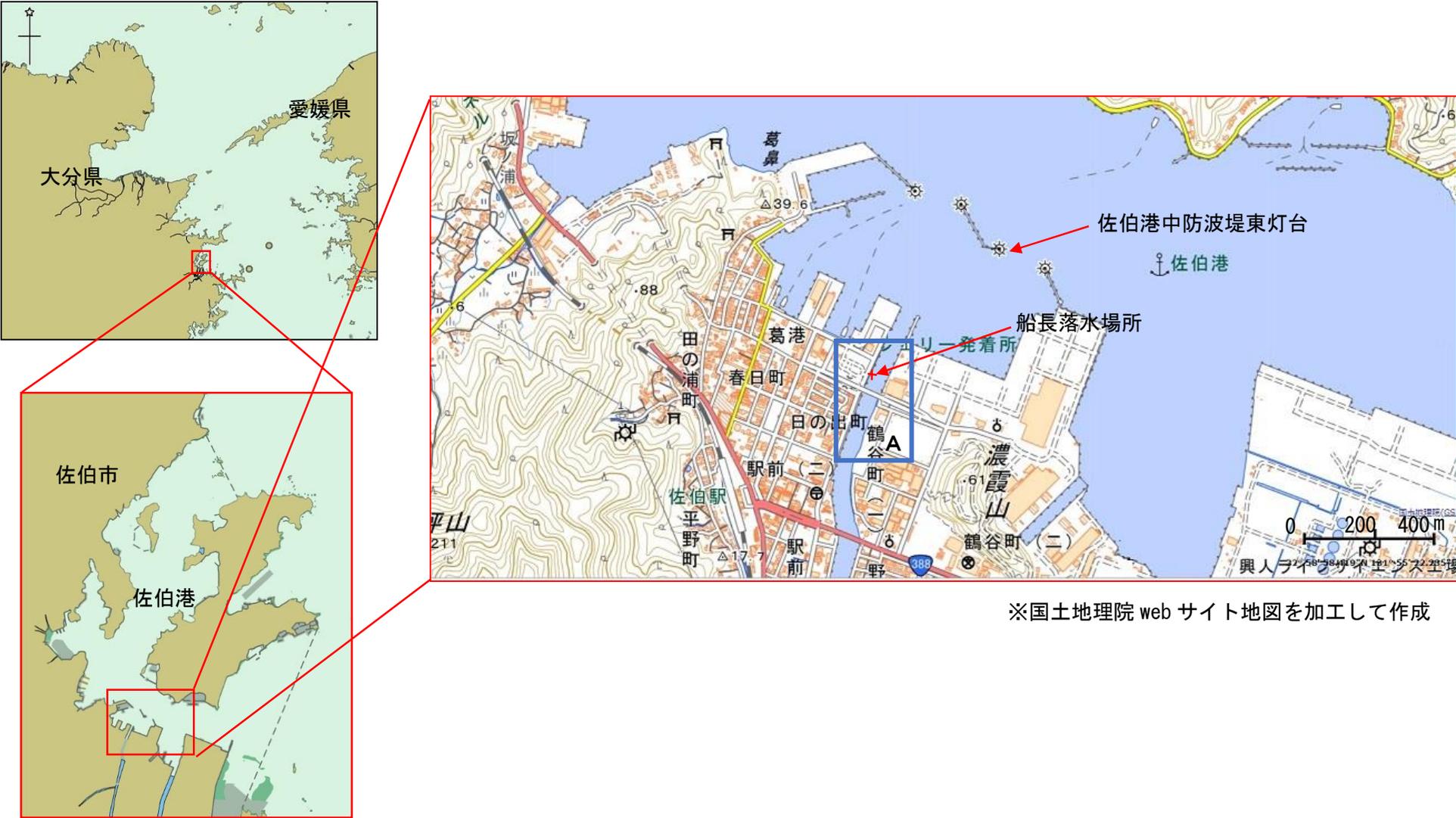
写真4 船長が北側棧橋まで泳ぎ切った後の状況

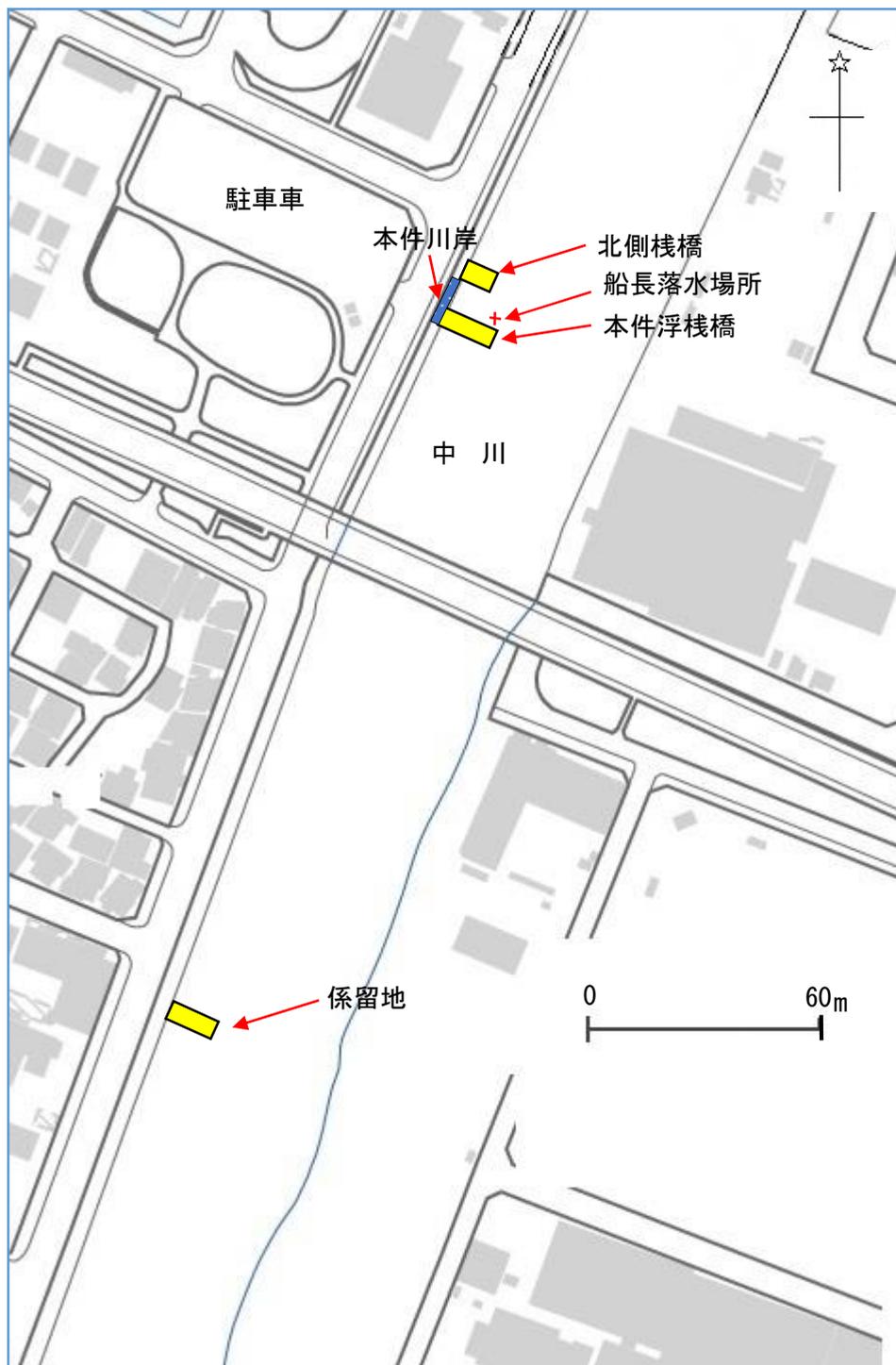
	<p>同乗者は、直ちに本船を操船して船長に接近した。</p> <p>同乗者は、本船から右手で船長の胸側の襟元を持ち上げ、船長の顔を水面から上げた後、左手で船長の頬をたたいたが、船長に反応がなかったため右手で船長を支えながら、左手で携帯電話を操作して09時34分ごろ119番通報した。</p> <p>船長は、09時55分ごろ到着した救急車の救急隊員により、水面から揚収され、心肺蘇生が行われるとともに病院に搬送されたが、医師により死亡が確認され、死因が短時間での溺水と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>(1) 船長に関する情報</p> <p>船長は、本事故の約4年前から、同乗者らと本船で釣りに行くようになり、本船を操船した経験が約10回あった。</p> <p>船長は、本事故当時、長袖のシャツ、ジャンパー、長ズボン、スニーカーを着用していた。</p> <p>船長は、ふだん、ベスト型の手動膨張式の救命胴衣を着用していたものの、本事故当時、着用せずに船内に置いていた。</p> <p>同乗者は、船長の本事故当日の健康状態について特に異常を感じなかった。</p> <p>(2) 本船に関する情報</p> <p>本船は、救命浮環を備えていた。</p> <p>同乗者は、本件川岸が近かった上、船長が本件浮棧橋から北側棧橋まで泳いでいる状況を見て大丈夫と思い、救命浮環を投げ入れなかった。</p> <p>本船の乾舷（水面から舷縁までの高さ）は、約50cmであった。</p> <p>同乗者は、本事故時、本船が本件浮棧橋から船首側約0.5m、船尾側約1.0m離れ、船外機が停止しているのを認めた。</p> <p>(3) 本件浮棧橋の使用状況等に関する情報</p> <p>同乗者は、本件浮棧橋を本事故の約3か月前頃から使用していた。</p> <p>船長は、ふだんから、本件浮棧橋で同乗者を乗船させるのに掛かる時間は数分間だけなので、係留索を使って係留せずに、船内から本件浮棧橋のフェンダーに手を掛けて本船を本件浮棧橋に引き寄せていた。</p> <p>同乗者は、船長が、本船の船外機を停止して本件浮棧橋のフェンダーに手を掛けていたところ、南方からの風に圧流されて本船が本件浮棧橋から離れた際、体勢を崩して落水したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>同乗者は、本件浮棧橋の固定索から本件川岸までが約8m、本件川岸の水深が約0.5～0.6mであったものの、船長が、パ</p>

	<p>ニック状態になったことから、本件川岸に向かえば川底に足が着くことを理解できなかったのではないかと本事故後に思った。</p> <p>(4) 北側棧橋に関する情報</p> <p>北側棧橋は、小型船舶を船首着けで係留するようになっており、小型船舶から乗降する際は、船首側に設けられたはしごを利用するようになっていた。</p> <p>同乗者は、船長が北側棧橋のはしごを利用する目的で本件浮棧橋から北側棧橋まで泳いだのではないかと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>船長の死因は、短時間での溺水であった。</p> <p>船長は、本件浮棧橋のフェンダーに手を掛けて本船を係止中、本船から落水し、本件浮棧橋の固定索をつかんではい上がろうとしたが、はい上がれず、更に北側棧橋に向けて泳ぎ、溺水して死亡したものと考えられる。</p> <p>船長は、12月10日09時15分ごろ本件係留地を出発した後、09時20分ごろ本件浮棧橋の固定索につかまっている姿を目撃されたことから、この間において落水したものと考えられる。</p> <p>船長は、約15℃の低温の水面に浸かり、また、泳いだことから、体が冷やされ、運動障害、意識低下等の症状が出た可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、ふだんから、本件浮棧橋に係止する際、数分を出発するので本件浮棧橋のフェンダーに手を掛けていたことから、南方からの風を受ける状況下、本船の船尾が離れた際、体勢を崩して落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、客観的な情報を得られなかったことから、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、次のことから、落水後、パニック状態となり、本件川岸に向かわずに本件浮棧橋から北側棧橋に泳いだ可能性が考えられる。</p> <p>(1) 本件浮棧橋にはい上がることができなかったこと。</p> <p>(2) 救命胴衣を着用しておらず、浮力が十分に得られなかったこと。</p> <p>(3) 北側棧橋には、水面から陸上に上がることができるはしごが設置されていたこと。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が本件浮棧橋で係止中、船長が本船から落水し、溺水したことにより発生したものと考えられる。船長は、本件浮棧橋のフェンダーに手を掛けていたところ、体勢を崩して落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、客観的な情報も得られなかつ</p>

	たことから、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の船長は、風潮流がある海域や河川域で係留する場合は、流れによって船体が流されるおそれがあるので、係留索を使用して確実に係止すること。・ 小型船舶の乗船者は、暴露甲板上では、必ず救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生場所概略図





詳細図A

※国土地理院 web サイト地図を加工して作成